

肺炎球菌ワクチン

介護保険

申請

凡例 日時 場所・会場 対象 内容 講師 定員 費用 申込方法 持ち物 問い合わせ先 HP ホームページ 検索 ページ番号 検索 フォックス メール 託託あり 主催 共催 注意事項

高齢者肺炎球菌感染症予防接種(任意) 助成回数制限がなくなります

対 65歳以上で、対象ワクチン初回接種(定期接種を除く)の方、または2回目以降の接種で、前回接種から5年以上経過している方

対象ワクチン 肺炎球菌ワクチン23価

実施期間 7月1日(金)～令和5年3月31日(金)

自己負担額 4,000円

申 接種前に電話で健康推進課へ

接種場所 市内の実施指定医療機関

※市外の医療機関でも接種可。別途手続きが必要

注 助成要件など、詳しくは電話で健康推進課へお問い合わせください

→健康推進課 ☎(042) 321-1801



介護保険 負担割合証を郵送

介護保険の認定を受けている方、総合事業のサービス事業対象者に介護保険負担割合証を7月上旬に郵送します。介護保険負担割合証には、サービスを利用した場合に利用者が負担する割合(1割～3割)が記載されています。利用者負担割合は、令和3年の所得に応じて決定しています。

適用期間 8月1日(月)～令和5年7月31日

介護保険負担限度額の 認定更新

介護保険負担限度額の認定を受けている方の有効期限は7月31日(日)までです。認定者全員に申請書を6月下旬に郵送しましたので適用要件を確認のうえ、早めに更新の手続きをしてください。

注 施設に入所中または入所予定の方で、新たに減額の対象となる方は高齢福祉課へお問い合わせください

→高齢福祉課 ☎(042) 321-1301



7月・8月は政治家の寄附禁止強化月間

有権者は求めない。 政治家は贈らない



政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず法律で禁止されています。また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも禁止されています。寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

■寄附となるものの例

運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ／お中元・お歳暮／落成式・開店祝いの花輪／病気見舞い／葬式の花輪、供花／結婚祝い・香典／入学祝い、卒業祝い／町会の集会や旅行等の催し物への寸志や飲食物の差し入れ／お祭りへの寄附や差し入れ

※政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀および葬式や通夜における香典は、罰則が適用されない場合があります

→選挙管理委員会事務局(内368)

70歳～74歳の国民健康保険被保険者の方へ

新しい高齢受給者証を郵送

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日(日)です。新しい高齢受給者証は7月下旬に郵送します。

→保険年金課(内315)

生計困難者等に対する

介護保険利用者負担額 軽減の申請・更新

低所得で特に生計が困難な方を対象に、サービス利用料を軽減しています。軽減分は、国・都・市で負担する以外に、当事業を実施する社会福祉法人と介護保険サービス提供事業者が負担します。対象となる事業所は市HP [検索](#) 1001073をご覧ください。

すでに減額認定を受けている方の有効期限は7月31日(日)です。6月下旬に認定者全員に申請書を郵送しましたので適用要件を確認のうえ、早めに手続きしてください。

■軽減の対象となる方

世帯全員が住民税非課税で、次のすべてに該当する方

- 前年収入が150万円以下(1人世帯の場合。1人増えるごとに50万円を加えた額)
- 世帯の貯蓄額が350万円以下(1人世帯の場合。1人増えるごとに100万円を加えた額)
- 居住用の家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に利用する資産を所有していない
- 親族などに扶養されていない
- 介護保険料を滞納していない

■軽減される費用・割合

1割自己負担額・食費・居住費(滞在費・宿泊費)の25% ※老齢福祉年金受給者は50%

■対象となるサービス

- ①訪問介護 ②通所介護 ③短期入所生活介護 ④訪問入浴介護 ⑤訪問看護

- ⑥訪問リハビリテーション ⑦通所リハビリテーション ⑧短期入所療養介護 ⑨認知症対応型通所介護 ⑩小規模多機能型居宅介護 ⑪夜間対応型訪問介護 ⑫地域密着型通所介護 ⑬地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑭介護老人福祉施設サービス ⑮看護小規模多機能型居宅介護 ⑯定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑰介護予防・生活支援サービス事業の介護予防訪問介護に相当する事業および介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が1割のもの) ※③～⑩は介護予防サービスを含む

注 生活保護受給者は、(介護予防)短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設サービスの個室の居住費(滞在費)に係る利用者負担額の全額が軽減対象/利用者負担第2段階で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護老人福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を利用する方の1割自己負担額は軽減の対象となりません/旧措置者で利用者負担が5%以下の方を除く ※ユニット型個室の居住費は対象

■申請必要書類

- ①生計困難者等に対する利用者負担額軽減対象確認申請書
 - ②収入及び預貯金等申告書
 - ③資産及び扶養の有無に関する申告書
 - ④令和3年分の年金源泉徴収票、年金振込通知書、確定申告の写し、そのほか収入を証する書類などいずれか1点
 - ⑤預貯金通帳の写し(通帳記入済みのもの)、あれば有価証券(株券・債券)の写し
 - ⑥医療被保険者証の写し
- ※①～③は高齢福祉課(いずみプラザ内)で配布。市HPからダウンロード可

→高齢福祉課 ☎(042) 321-1301